

# 兵庫県公立大学法人情報セキュリティポリシー

兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置・運営する大学（以下「大学」という。）の全構成員に情報セキュリティの考え方を正しく認識することを周知徹底し、法人の情報資産を厳重な管理のもとに運用するため、情報セキュリティポリシーを策定する。

## 1 用語の定義

情報セキュリティポリシーで使用する用語の定義は次のとおりとする。

### (1) 情報システム

同一組織内において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

### (2) 情報資産

情報システムの開発、運用及び保守、利用等に係るすべての電磁的に記録されたデータをいう。

### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を維持することをいう。

機密性とは、情報にアクセスすることが許可されたものだけがアクセスできることを確実にすること。

完全性とは、情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること。

可用性とは、許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

## 2 構成

法人の情報セキュリティポリシーは、「本文書」と大学において別に定める複数の「ガイドライン」から構成される。

「ガイドライン」は、システム管理者・利用者が情報セキュリティへの責任を果たすため、情報セキュリティポリシーを詳細に定義しているものである。

## 3 適用範囲及び対象者

### (1) 適用範囲

法人の情報システム及び情報資産のほか、法人以外のコンピュータで本学の情報ネットワークシステムに一時的に接続されるコンピュータ及びそれらが扱う情報を含むものとする。

### (2) 適用対象者

大学の教職員（臨時・非常勤の教職員を含む。）、学部・大学院学生（聴講生、特別聴講生及び科目等履修生を含む。）、研究生及び本学で研究活動を行う客員研究員・研修員等の研究者並びに本学の委託業者及び来学者等本学の情報資産を利用するすべての者とする。

#### 4 管理体制

情報セキュリティ管理体制を次のとおり構成する。

##### (1) 最高情報セキュリティ責任者

- ア 情報セキュリティポリシーに基づき、法人内のすべての情報セキュリティに関する管理施策を実施する総括的な権限と責任を有する。
- イ 理事会等へ情報セキュリティに関する重要事項の報告又は勧告を行う。
- ウ 最高情報セキュリティ責任者は、最高情報責任者（CIO）とする。

##### (2) 情報セキュリティ管理者

- ア 法人の情報システムが円滑に運用されるように、法人の情報システム管理の実施に関し総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する。
- イ 地区システム管理責任者を通じて、すべての部局に遵守すべき情報セキュリティ対策の励行を周知徹底するとともに、必要な技術的措置を指示する。
- ウ 情報セキュリティの保持と強化のための技術的な調査検討を行い、必要な提案を行うとともに緊急時の総括的な対応窓口となる。
- エ 情報セキュリティを守るために必要と判断したときは、緊急避難措置をとることができる。地区システム管理責任者から緊急避難措置の依頼があった場合も必要性を判断し同様に扱うものとする。
- オ 全学情報セキュリティ管理者は、副最高情報責任者（副CIO）とする。

##### (3) 部局情報セキュリティ責任者

- ア 大学の各部局における情報セキュリティに関する権限と責任を有し、適宜、教授会等へ情報セキュリティに関する報告又は勧告を行う。
- イ 最高情報セキュリティ責任者に、適宜、情報セキュリティに関する重要事項の報告又は提言を行う。
- ウ 部局情報セキュリティ責任者は、部局長とする。

##### (4) 地区システム管理責任者

- ア 神戸商科地区、姫路工学地区、播磨理学地区、姫路環境人間地区、明石看護地区、神戸情報科学地区、淡路緑景観地区、豊岡ジオ・コウノトリ地区、神戸防災地区、自然・環境科学研究所地区及び芸術文化観光専門職大学地区（以下「地区」という。）の当該地区における情報セキュリティの保持と強化に当たり、部局情報セキュリティ責任者を補佐する。
- イ 当該地区の情報セキュリティが円滑に運営されるよう遵守すべき情報セキュリティ対策の励行を周知徹底するとともに、技術的な調査研究と対策の任に当たる。
- ウ 当該地区内における情報セキュリティを守るために必要と判断したときは、緊急避難措置をとることができる。緊急避難措置をとった場合は、情報セキュリティ管理者及び部局情報セキュリティ責任者にその事実を速やかに報告するものとする。
- エ 地区システム管理責任者は、学術情報館のある地区については学術情報館長、学術情報館のない地区については当該地区の部局長が指名するものとする。

##### (5) システム管理者

個々の情報システムを維持・管理する教職員をいい、そのシステムの情報セキュリティを維持するための責任を負う。

(6) 利用者

個々の情報システムを利用する教職員及び学生等をいい、その利用に際しては、情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。

(7) 情報セキュリティポリシーに関する委員会

情報セキュリティポリシーに関する事項を審議・実施する委員会は、公立大学法人法人総合情報基盤本部運営委員会とする。

5 情報セキュリティポリシーの改訂等

(1) 公立大学法人情報システム本部運営委員会は、利用者の情報セキュリティポリシーに対する意見や要望を収集し、法人の情報セキュリティポリシーの妥当性を評価するとともに必要に応じて内容の改訂、ガイドラインの策定及び改定を行うものとする。

(2) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティポリシーの改訂状況等を必要に応じて理事会等へ報告するものとする。

6 遵守義務と違反者への対応

(1) 遵守義務

ア 利用者は、情報セキュリティポリシーの関連項目に精通し、情報資産の利用にあたって情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。また、情報セキュリティに関する法令・学内諸規程を遵守するとともに人権の尊重及びプライバシーの保護についても充分配慮するものとする。

イ 利用者は、情報セキュリティに関する問題が発生した場合には、速やかに部局情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

(2) 違反者への対応

情報セキュリティポリシーに違反した者に対しては、発生した事案の状況等に応じて、法人諸規程に基づき、情報システムの利用制限措置等を講じることがある。

附 則

このセキュリティポリシーは、令和3年4月1日から施行する。